



令和3年 第1回臨時会：7月15日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和3年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	2
○欠席議員（0名）	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開議（午後 1時25分）	4
○諸般の報告	4
出席者の紹介	4
○開会（午後 1時30分）	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	6
採決	6
○副議長の選挙	6
○議会運営委員会の委員の選任	7
○管理者あいさつ	8
○議案第6号の上程、提案説明	9
石井直彦 管理者	9
佐野雄一 事務局長	9
○上程議案の質疑	10
質疑 10番 竹田悦子 議員	10
答弁 佐野雄一 事務局長	10
○上程議案の討論、採決	11

○特定事件の委員会付託	1 1
○閉 会（午後 1 時 4 8 分）	1 2
<hr/>	
○署名議員	1 3

彩広清告示第3号

令和3年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を、7月15日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和3年7月5日

彩北広域清掃組合
管理者 石井直彦

付議事件

- 1 副議長の選挙及び議会運営委員会の委員の選任について
- 2 彩北広域清掃組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

令和3年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録

○議事日程

令和3年7月15日（木） 午後1時25分開議

- 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 副議長の選挙
 - 第5 議会運営委員会の委員の選任
 - 第6 議案第6号 彩北広域清掃組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を
改正する条例
 - 第7 特定事件の委員会付託
-

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（10名）

1番	町田光	議員	2番	小林修	議員
3番	柴崎登美夫	議員	4番	細谷美恵子	議員
5番	小泉晋史	議員	6番	芝寄和好	議員
7番	江川直一	議員	8番	高橋弘行	議員
9番	吉田豊彦	議員	10番	竹田悦子	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

石井直彦	管理者
原口和久	副管理者
小巻健二	会計管理者

江 森 裕 一 参 与
飯 塚 孝 夫 参 与

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 野 雄 一
主 幹 今 井 剛 史
書 記 福 田 延 孝

△諸般の報告

○佐野雄一事務局長 本日、皆様方におかれましては、公私ともご多忙のところ、本組合議会 臨時会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、事務局から1点、ご報告させていただきます。

先の鴻巣市議会において組合議員の補欠選挙が行われ、新たに3名の議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。なお、本日の臨時会が初顔合わせとなりますので、組合議員及び組合執行部の紹介をさせていただきたいと存じます。お名前を申し上げますので、お手数ですがご起立をお願いいたします。

はじめに、組合議員からご紹介いたします。

鴻巣市選出議員の小泉晋史議員でございます。同じく芝寄和好議員でございます。同じく竹田悦子議員でございます。続きまして、行田市選出議員の町田光議員でございます。同じく小林修議員でございます。同じく柴崎登美夫議員でございます。同じく細谷美恵子議員でございます。同じく江川直一議員でございます。同じく議会運営委員長の高橋弘行議員でございます。同じく議会議長の吉田豊彦議員でございます。

続きまして、執行部の紹介をさせていただきます。

管理者の石井行田市長でございます。副管理者の原口鴻巣市長でございます。組合会計管理者の小巻行田市会計管理者でございます。組合参与の江森行田市環境経済部長でございます。同じく飯塚鴻巣市環境経済部長でございます。なお、コロナ対策によりまして、本日は出席しておりませんが、細谷行田市環境課長と長澤鴻巣市環境課長が、組合の参与となっております。続きまして、組合事務局職員の紹介をいたします。今井主幹でございます。同じく福田主査でございます。福田主査は、鴻巣市からの派遣職員でございます。同じく須藤主任でございます。申し遅れましたが、私は事務局長の佐野でございます。行田市からの派遣職員でございます。よろしくをお願いいたします。

以上で、紹介を終わらせていただきます。事務局からの報告は以上でございます。

午後 1時 30分 開会

○吉田豊彦議長 本日皆様には、公私とも極めてご多忙のところ本組合議会臨時会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和3年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△議席の指定

○吉田豊彦議長 まず、日程第1、議席の指定を行います。

鴻巣市選出議員から、去る5月14日付、辞職願いが提出され、同日付でこれを許可し、鴻巣市議会において組合議員の補欠選挙が実施されました。その結果、3名の議員が新たに選出されましたので、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席の指定を行います。

議席は、お手元に配布した議席表のとおりでありますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

7番 江川 直一 議員

8番 高橋 弘行 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してあり
ましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 8番 高橋弘行議員。

[高橋弘行議会運営委員長 登壇]

○高橋弘行議会運営委員長 それでは、改めまして議会運営委員長の方から議会運
営委員会の報告をさせていただきたいと思えます。

当委員会は、去る7月8日に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期及び日
程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程はお手元に
配付いたしております、令和3年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会議事日程の
とおり、決定をいただきました。議員各位におかれましてはこの日程にご賛同賜
りますよう、円滑にしてかつ効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げ
ます。報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日とするこ
とにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本臨時会に、地方自治法第121条の規定により、管理者その他関係職員の出
席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあり
ます印刷文書によりご了承願います。

△副議長の選挙

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本組合議会副議長の選挙の方法につきましては地方自治法
第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思えますが、これにご異議
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。議長において指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名すること決しました。

本組合議会副議長に、芝寄和好議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました芝寄和好議員を本組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました芝寄和好議員が本組合議会副議長に当選されました。

副議長に当選された芝寄和好議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

では、当選されました芝寄和好議員にご挨拶をお願いいたします。

[芝寄和好副議長 登壇]

○芝寄和好副議長 このたび皆様方のご推挙をいただきまして、副議長という大役を仰せつかり、誠にありがとうございます。今後、副議長としまして、議長を補佐し、議会が公正かつ円滑に運営されますよう努め、さらに、本組合の事業が円滑かつ着実に推進されますよう努力を注いでまいりたいと考えております。どうか議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、これからも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げて、就任のあいさつといたします。よろしくをお願いいたします。

△議会運営委員会の委員の選任

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、議会運営委員会の委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会委員会条例第1条及び第5条第1項の規定により、議

会運営委員会委員に、小泉晋史議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小泉晋史議員が彩北広域清掃組合議会運営委員に選任されました。

△管理者あいさつ

○吉田豊彦議長 ここで、石井管理者より発言を求められておりますので、許可をいたします。―――管理者。

〔石井直彦管理者 登壇〕

○石井直彦管理者 ただいま、議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、ご参集賜り、心からお礼を申し上げます。本組合は、令和2年4月から構成市を行田市、鴻巣市の2市とする、彩北広域清掃組合として、再スタートをし、1年3ヶ月が経過したところであります。先ほど、新たな副議長の選挙、議会運営委員の選出が行われましたが、鴻巣市より新たに選出をされました3名の議員におかれましては、組合事業へのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、現在もなお収束に至っていない状況であります。住民の安定的な生活の確保及び、環境衛生の維持のために必要不可欠な社会インフラとして、廃棄物処理施設の重要性が改めて認識されております。こうした中、組合事務局、焼却施設の運転員、また、2市の関係部局の職員各位が一丸となって、この難局に立ち向かっております。何度も申し上げますが、管内のごみ処理を滞りなく進めること、安心、安全な施設の稼働を維持することが、本組合の使命でございます。

今後とも、議員各位におかれましては、本組合の事業運営に、格別なるご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろ

しくお願いいたします。

△議案第6号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、議案第6号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、本臨時会に提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。議案第6号、彩北広域清掃組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。本案は、国において、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正が行われたことに伴い、関係条例である組合職員のサービスの宣誓に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第6号について、細部説明を申し上げます。

議案第6号、彩北広域清掃組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正の経緯からご説明申し上げます。

昨年の7月17日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2020では、すべての行政手続きを対象に見直しを行い、原則として書面、押印、対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すこととされました。また、同日付けで閣議決定されました規制改革実施計画では、各府、省及び独立行政法人は、会計手続き、人事手続き、その他の内部手続きにつきまして、書面、押印、対面の見直しを行うこととされております。これを踏まえ、国では国家公務員法第97条で規定するサービスの宣誓の実施方法を変更するため、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正し、改正後の政令が本年4月1日から施行されております。こ

うしたことから、本組合におきましても同様に、関係条例の一部改正を行うものでございます。

お手元に参考資料として配付してございます、条例等新旧対照表の1ページをお願いいたします。主な改正内容といたしましては、新たに職員となった者に係る職員のサービスの宣誓について規定する第2条中、「任命権者等の面前で宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。」とあるのを、「任命権者に提出しなければならない。」に、改めるものでございます。また、宣誓書の様式につきましても、押印は不要としております。

なお、本組合では職員の新規採用の予定はございませんが、現在、産休育休の代替職員として会計年度任用職員1名を雇用しております。サービスの宣誓に関しましては、正規職員と同様の取り扱いを行っていることから、今後のことも考慮いたしまして、このたび改正をするものでございます。

議案書に戻りまして、4ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で、議案第6号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

—————10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 10番、竹田悦子です。この条例改正は、いわゆる国の政令改正によって行われるものであるということのご説明がありました。では、実際に職員が行う行為というのは、具体的にどんな影響があるのか、変わらないということであればいいと思うのですけれども、実際の影響についてお尋ねをいたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。—————事務局長。

○佐野雄一事務局長 ご質問にお答え申し上げます。今回の宣誓書の改正につつま

しては、新規職員の採用に係るものでございまして、今後、仮に採用された場合につきましては、宣誓書の提出方法、これまでは面前で提出ということでありましたけれども、メール等々、電子媒体等の提出も可能ということで、宣誓書の提出方法の選択肢が増えるといったところでございます。以上でございます。

○吉田豊彦議長 再質疑ありますか。

○10番 竹田悦子議員 ありません。

○吉田豊彦議長 他に、質疑の通告はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 他に、質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論、採決

○吉田豊彦議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。次に、採決いたします。

議案第6号、彩北広域清掃組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第7、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を閉会いたします。御協力、誠にありがとうございました。

午後 1時 48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

吉 田 豊 彦

彩北広域清掃組合議会議員

江 川 直 一

同

高 橋 弘 行